二の二	対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第一号イに規定する者に対して行う採用試験　刑務官採用試験（大卒程度試験）
三	対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第一号ロに規定する者に対して行う採用試験　刑務官採用試験（高卒程度試験）

四～十七　（略）

4　（略）

別表第一　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
（略）	（略）	（略）
刑務官採用試験（大卒程度試験）	刑務A	一　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の処遇に係る看守部長の業務に従事することを職務とする官職
	刑務B	二　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の処遇に係る看守部長の業務に従事することを職務とする官職
刑務官採用試験（高卒程度試験）	刑務A（社会人）	一　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の処遇に係る看守の業務に従事することを職務とする官職
	刑務B	二　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の処遇に係る看守の業務に従事することを職務とする官職
	刑務A（武道）	三　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の警備に係る看守の業務に従事することを職務とする官職
	刑務B（武道）	四　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の警備に係る看守の業務に従事することを職務とする官職
（略）	（略）	（略）

（新設）

三	対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　刑務官採用試験

四～十七　（略）

4　（略）

別表第一　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
（略）	（略）	（略）
刑務官採用試験	刑務A	一　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の処遇の業務に従事することを職務とする官職
	刑務A（社会人）	
	刑務B	二　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の処遇の業務に従事することを職務とする官職
	刑務B（社会人）	
	刑務A（武道）	三　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の警備の業務に従事することを職務とする官職
	刑務B（武道）	四　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の警備の業務に従事することを職務とする官職
（略）	（略）	（略）